

清水町起業等スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町において起業を行う者や新規分野での事業を行う者及び商業者等で現に営業をしており、既存の店舗建替え、全面改修等に伴う費用を支援することで、活力と魅力ある地域づくりを推進し、町民の雇用機会の拡大を図るとともに、本町経済の発展と町民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備投資に係る費用 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条の規定に基づく固定資産で、専ら事業の用に供する設備の取得に要した費用をいう。ただし、汎用性のあるものの取得に要した費用は除く。
- (2) 町内業者 町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく免許を受けている者をいう。
- (3) 家賃 民間賃貸物件の賃貸借契約に定められた賃借料の月額(共益費、駐車場料金除く。)
- (4) 第二創業 既に事業を営んでいる個人又は法人が日本産業分類(平成21年総務省告示)の中分類が異なる事業を開始し、業態転換や新分野進出を行うことをいう。
- (5) 第一基準日 補助申請をしようとする年度の4月1日をいう。
- (6) 第二基準日 補助申請をしようとする年度の10月1日をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の対象者となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人または法人
- (2) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けていないこと。ただし、事業承継のために事業主や代表等が変更になった場合又は、第二創業を行う場合はこの限りでない。
- (3) 清水町に納めるべき税金等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に関係しないこと。
- (5) 遵守すべき関係法令等に違反していないこと。
- (6) 第三者に売却又は譲渡を目的としていないこと。
- (7) 清水町商工会に加入又は加入申込みをしていること。
- (8) 前条に規定する第一基準日又は第二基準日を起算日とし、6箇月以内に起業しようとする者又は創業6箇月以内の者であること。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事業を対象とし、補助事業内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率、補助上限額は別表1のとおりとする。

- (1) 新規創業支援事業

(2) 賃貸店舗等家賃等助成事業

(3) 雇用助成事業

(4) 既存店舗建替え・全面改修等助成事業

2 補助金の対象となる業種は小売業、飲食業、サービス業、その他健全で、第1条の目的と照らして適当と認められる業種とする。ただし、農業、林業を除く。

3 補助金の額の100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

4 清水町内業者の施工割合が5割以上の場合は、上限を超えない範囲で5%加算する。

5 第1項第3号の事業については、第1項第1号又は第2号の事業の交付決定を受けた者を対象とする。

6 第1項第3号の事業の従業員は、補助対象事業に専ら従事するもので、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定される被保険者

7 第1項第4号の事業については、第3条1項8号の規定によらず、町内において現に営業をしている店舗の建替え、全面改修等を第一基準日又は第二基準日を起算日とし、6箇月以内に建替等をする者又は6箇月以内にした者を補助対象者とする。

8 同一の法人又は個人が、同一年度内に複数の事業を開始する場合は、そのうち1事業に限り補助対象とするものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1号）に別表2に掲げる必要書類を添えて、町長の定める期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条により補助金交付申請書を受領した場合において、事業内容が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付を決定する場合に、必要な条件を付することができる。

（補助金の実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、町長の定める期日までに、補助金実績報告書（様式第3号）に別表3に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第8条 町長は、前条の規定する補助金実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の補助金の確定後において交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決

定を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができない。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年を経過しないで補助金の対象となった事業を中断したとき。ただし、中断後6か月以内に再開した場合は、この限りでない。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に補助指定通知を受けた事業における、固定資産税相当分に対する補助及び、雇用助成の上限額については、なお従前の例による。ただし、この要綱の施行の日以降に雇用したものを、雇用助成の補助対象とする場合は除く。